

「佐渡島の金山」世界遺産会議作業部会設置要綱

(設 置)

第1条 「佐渡島の金山」世界遺産会議設置要綱第5条に基づき、「佐渡島の金山」の保存管理及びその周辺環境の保全を推進するため、「佐渡島の金山」世界遺産会議作業部会（以下、「作業部会」という。）を設置する

(協議事項)

第2条 作業部会は、「佐渡島の金山」の資産・緩衝地帯内及びその周辺で計画された事業の遺産影響評価（HIA）で、「佐渡島の金山」の顕著な普遍的価値に影響がおよぶ可能性がある事業に関して、詳細な検討を行う。

(組 織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 議長は、新潟県観光文化スポーツ部長を、副議長は佐渡市観光文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 議長が不在のときは、副議長がその職務を代理する。

(部 会)

第4条 作業部会は、議長が必要に応じて招集し、主催する。

(事務局)

第5条 作業部会の庶務を処理するため、新潟県観光文化スポーツ部文化課と佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課に事務局を置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものほか作業部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

「佐渡島の金山」世界遺産会議作業部会

議長	新潟県観光文化スポーツ部長
副議長	佐渡市観光文化スポーツ部長
委員	新潟県佐渡地域振興局長 新潟県観光文化スポーツ部文化課長 新潟県農林水産部治山課長 新潟県農地部農地計画課長 新潟県土木部道路管理課長 新潟県土木部河川管理課長 新潟県土木部都市局都市政策課長 佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課長 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課長 佐渡市総務部防災課長 佐渡市建設部建設課長 佐渡市建設部建築住宅課長 佐渡市市民生活部生活環境課長 佐渡市観光文化スポーツ部文化スポーツ課長